

お取引先様行動原則

お取引先様行動原則は、

ワールドグループとお取引先様がともにSDGsの実現に向けて、遵守すべき事項を定めたものです。お取引先様におかれましては、本原則をご理解賜り、各項目について遵守いただきますようお願い申し上げます。また、自社のサプライヤーや下請先、請負先にも本原則の遵守を要請頂きたくお願い申し上げます。

＜お取引先様行動原則＞

1 お客さまに対する姿勢

1-1 商品・サービス等の安全性の追求と品質向上

法令、規制を遵守し、企業倫理、社会規範を踏まえ、安全でご満足いただける品質・サービスの向上に取り組んでいくこと。

お客さまにお届けする商品は、十分な品質管理体制で製造し、安全性と品質の向上を図っていくこと。店舗運営においても、お客さまに安全でご満足いただけるサービスを提供すること。

1-2 商品・サービス等に関する適切な情報提供

お客さまに商品・サービス・店舗についてよりご理解していただけるよう、きめ細かな説明と適切な情報提供を行うこと。商品の品質やお取扱に関する表示については、法令、規制およびワールドグループと確認したルールを遵守するとともに、お客さまの視点に立ち、誤解や誤認を与えないようなわかりやすい内容へと常に見直しと改善を図っていくこと。

また、万一、商品・サービスについて問題が発生した場合には、迅速に対応し、適時適切な情報開示を行うこと。

2 社員に対する姿勢

2-1 人権の尊重および雇用機会均等の実現

人権を尊重するとともに、雇用差別や嫌がらせ（パワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメント）のない雇用機会均等を実現するために、法令・規制を遵守し、その実現のための雇用環境の整備を進めること。

2-2 快適な職場環境の実現

社員の安全と健康を守るため、法令・規制を遵守するとともに、快適な職場環境を目指し、その実現のため労働安全衛生の仕組みの構築および継続的改善を図ること。

2-3 児童労働、強制労働の禁止

該当地域の法令で認められる仕事の性質上合理的な業務（ファッションカタログの子役など）を除き、児童を労働させないこと。また、強制労働行為を行わないこと。

3 取引先に対する姿勢

3-1 独占禁止法関係法令の遵守

公正な取引のために経済基本法である「独占禁止法」を遵守すること。また、取引先やお客さまに信頼される事業活動を行うために特に「下請代金支払遅延等防止法」・「不当景品類及び不当表示防止法」を遵守すること。

3-2 適正な取引方針の確立

取引における公正性と透明性を確保していくこと。

また、取引先におけるコンプライアンス体制にも関心を持ち、取引先各社においても社会的責任を果たしていただけるよう、必要な協力を行うこと。

3-3 不当な利益等の取得を目的とする贈賄等の禁止

健全な企業活動を推進するために、不当な利益や優遇措置の取得・維持を目的とする贈賄や接待等は行わないこと。

4 社会・行政に対する姿勢

4-1 地域社会への貢献

地域社会との連帯と協調を図り良好な関係を維持するとともに、文化・慣習を尊重し、その発展に貢献できる活動を行うこと。

4-2 一般社会への貢献

生活文化に貢献し、広く社会から理解と共感が得られるように、お客さま並びに社会との双方向のコミュニケーションや活動を行い、多様性と持続性を両立する社会づくりに努めること。

4-3 行政・教育機関への姿勢

行政に対して適切な報告を行い、法令に則った活動を行うことを前提に、行政、教育機関などと共にした社会づくりに努めること。

4-4 反社会的勢力の排除

総会屋や暴力団等といった、企業活動に重大な脅威を与える反社会的勢力に対して、組織的な対応と毅然たる態度で臨むこと。反社会的勢力から持ちかけられる要求に対しては恐れることなく拒否し、関係を一切持たないこと。

5 環境に対する姿勢

5-1 環境保全に対する取り組み

環境保全の重要性を認識し、バリューチェーンの各プロセスにおいて、温室効果ガス排出の抑制、水消費の抑制、汚染防止、生物多様性の保全などに努めること。

5-2 資源の有効活用

企業活動におけるあらゆるロス・無駄を削減することによって、廃棄物を抑制し、限られ使わざるをえない資源の有効活用の最大化を図ること。

5-3 循環型社会への貢献

「あるものを使い続け」、「使ったものを捨てずに」再活用する循環型社会への構築に貢献していくこと。

6 国際社会に対する姿勢

6-1 国際ルール等の尊重

国際ルールを踏まえた行動規範と現地の法律・規制を遵守すること。また、現地の文化や慣習を尊重し、相互信頼を基盤とした事業活動を推進すること。

6-2 国際社会への貢献

現地取引先における社会的責任への取り組みに関心を持ち、必要に応じて改善のための支援を行うこと。また、外国公務員に対して、不当な利益等の取得を目的とする贈答・接待を行わないこと。

7 人権に対する姿勢

7-1 人権の尊重

バリューチェーンの各プロセスにおいて、「世界人権宣言」、「国際人権規約」などの国際的な人権基準に基づき、児童労働、強制労働の禁止など、一人ひとりの人権を尊重し、人権が尊重されていない先との取引を行わないこと。

施行日 2022年11月1日